

「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)への意見

日本雑誌協会は、雑誌編集倫理綱領に次のように定めています。

「人種・民族・宗教等に関する偏見や、門地・出自・性・職業・疾患等に関する差別を、温存・助長するような表現はあってはならない」。

また同時に、「雑誌編集者は、完全な言論の自由、表現の自由を有する。この自由は、われわれの基本的権利として強く擁護されなければならない」とも謳っています。

今回、川崎市が制定を目指している条例(素案)の理念は上記綱領と相通じるものであり、「表現の自由等への配慮」も記されています。

一方で、その「配慮」は具体性を欠いており、「差別防止対策等審議会」についてはメンバー構成も審議基準も明らかにされていません。さらに「インターネット表現活動に関わる防止措置」は、行政区域外まで適用されるとあります。

「勧告・命令・公表」の措置において、市長による恣意的運用はあってはならず、条文作成にあたっては、以上の諸点に十分な配慮を求めます。

2019年8月6日

一般社団法人 日本雑誌協会

人権・言論特別委員会